

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により
あらかじめお客様にお渡しする書面です。）

お取引にあたっては、この書面を十分にお読みいただき
ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、優先出資証券を当社の口座でお預かりする場合や、外国証券をお預かりする場合には、口座管理料を頂戴しておりません。
- 保管振替機構を通じた株式の他社移管については、1 銘柄 1 単位につき1,100 円（税込み）頂戴致します。
 - ※1 単位増える毎に550円（税込み）を加算させていただきます。
 - ※1 単位に満たない端株は、1 単位として取り扱います。
 - ※1 銘柄の上限は、6,600円（税込み）です。
 - ※公開買付（TOB）への申込のときは無料です。
- 外国株式・投資信託・債券の他社移管については、1 銘柄につき3,300円（税込み）を頂戴致します。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ預け替える場合は預け替え手数料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約のお申し出があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号	益茂証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第12号 〒910-0006 福井県福井市中央3丁目5-1
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億1500万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和20年1月
連絡先	0776-23-2830又はお取引のある支店にご連絡ください。